

「認定NPO法人」って なんだろう？



平成 29 年 4 月 1 日より「仮認定」が
「特例認定」に名称変更されました。
読み替えてご覧下さい。

※名称のみの変更で、認定基準等は
変更はありません。

NPO 法人の認定に関する相談やお問い合わせは長崎県県民生活部県民協働課まで！
NPO 法人に関する書類の縦覧・閲覧・謄写も行えます。

〒850-8570 長崎市江戸町 2-13

TEL 095-895-2314、2315(ダイヤルイン) FAX 095-895-2564

E-mail kenmin.kyoudou@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/npo-volunteer/npohoujin/>

※県民協働課は、県庁向いの日本生命ビル旧館(長崎市万才町 4-12)の 2 階にあります。

Q1 認定NPO法人とは？

A1

NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。
認定NPO法人になると、寄附者及び認定NPO法人自身に対する税制上の優遇措置を受けることができます。

Q2 認定NPO法人となるための要件とは？

A2

認定NPO法人となるためには、次の基準に適合する必要があります。

- ① パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること(仮認定NPO法人は除きます。)
※PST基準とは広く市民の支援をうけているかどうかを判断するための基準です。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適正であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適正に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

注) ①～⑧の基準を満たしていても(仮認定NPO法人は①を除きます。)、欠格事由に該当するNPO法人は、認定(仮認定)を受けることはできません。



Q3 認定NPO法人に対する税制上の優遇措置とは？

A3

税制上の優遇措置としては、寄附者に対するものと認定NPO法人自身へのものがあります。

[寄附者に対する税制上の優遇措置]

- 寄附者が個人の場合
寄附した個人の所得税の計算において、寄附金控除(所得控除)か税額控除のいずれかの控除を選択することができます。→確定申告が必要です。
- 寄附者が法人の場合
寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。
- 相続人が寄附する場合
寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

[認定NPO法人自身への税制上の優遇措置] (みなし寄附金制度)

収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業のために支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入が認められます。

Q4 仮認定NPO法人とは？



A4 設立後5年未満のNPO法人については、スタートアップ支援として、1回に限り、PST基準を免除した仮認定の制度が導入されています。

【認定NPO法人との違い】

認定NPO法人		仮認定NPO法人
PST要件を含む8つの要件をすべて満たすこと	要件	PST要件を除く7つの要件を満たすこと（PST要件は免除）
認定日から5年間（更新あり）	有効期間	認定日から3年間（更新なし）
設立後1年を超える、すべてのNPO法人	対象法人	設立後1年を超え5年未満のNPO法人
直近の2事業年度（初回のみ、更新の場合は5事業年度）	実績判定期間	直近の2事業年度
① 個人が寄附をした場合の所得税における控除 ② 法人が寄附した場合の損金算入限度枠の拡大 ③ 相続人が寄附をした場合の非課税 ④ 認定NPO法人自身のみなし寄附金税制優遇	税制優遇	① 個人が寄附をした場合の所得税における控除 ② 法人が寄附した場合の損金算入限度枠の拡大 ③ （適用なし） ④ （適用なし）

Q5 個人が認定(仮認定)NPO法人に寄附した場合のメリットは？

A5 個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附すると所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、県又は市町が条例で指定した認定（仮認定）NPO法人に個人が寄附すると個人住民税（地方税）の計算においても、寄附金税額控除が適用されます。

例) 年収300万円の方が、1万円を寄附した場合

○税額控除を選択

所得税 (10,000円-2,000円) × 40% = 3,200円
個人住民税 (10,000円-2,000円) × 10% = 800円 **合計 4,000円**

○寄附金控除（所得控除）を選択（年収300万円の場合→所得税率5%）

所得税 (10,000円-2,000円) × 5% = 400円
個人住民税 (10,000円-2,000円) × 10% = 800円 **合計 1,200円**

注) 寄附金の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%が限度です。また、寄附金控除における所得税率は年収及び各種控除額により異なりますので、試算にあたってはご注意ください。
(※税率等は、今後改定されることがあります。)

Q6

認定NPO法人等の情報公開は？

A6

認定NPO法人等は、税制上の優遇措置を受けることから、NPO法人が義務付けられている①事業報告書等と②役員名簿等に加え、③から⑨の書類の備置き及び閲覧が義務付けられています。

また、①及び⑤～⑦の書類は毎事業年度、⑧及び⑨は該当するときに所轄庁への提出が義務付けられています。

書 類 名		認定NPO法人等 (閲覧)	提出 義務
① 事業報告書等	事業報告書 計算書類(活動計算書、貸借対照表、注記) 財産目録 前事業年度の年間役員名簿 社員のうち10人以上の者の名簿	○	○
② 役員名簿、定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(注3)	○
③ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
④ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
⑤ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
⑥ 前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	○
	収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引並びに役員等との取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	○	○
	寄附者(当該認定NPO法人等の役員等と関係のある者で、前事業年度の当該法人への寄附金の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	○	○
⑦ 認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表		○	○
⑧ 「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	○
⑨ 「海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときの金額及び用途並びにその予定日」を記載した書類		○	○

(注1) 仮認定NPO法人の場合は仮認定の日から3年間

(注2) 仮認定NPO法人の場合は作成の日から仮認定の有効期間の満了の日まで

(注3) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注4) 認定等の申請、定款変更の認証申請・届出、役員変更の届出の際に提出する書類等となっているため、あらためて提出する義務はありません。